

## 身体拘束適正化のための指針

### 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ①利用者ひとり一人にも様々な障害特性があり、職員全員がその障害特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
- ②「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

### 2. 身体拘束に該当すると考えられる具体的な行為

- ①車いすやベッドに縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるために、自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する
- ⑥送迎車内で、チャイルドシート等のシートベルトを装着する際、安全確保のためカラビナ等を使用する

#### 身体拘束の具体例

- ・自傷、他害行為があった時に、その行動を抑制する場合
- ・屋内での活動時にパニック・発作等で身体を押さえる場合
- ・屋外移動時に、パニック発作等で身体を押さえる場合
- ・食事、排尿、排泄介助時に身体を押さえる場合
- ・手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等で身体を押さえる場合
- ・クールダウンのために、閉鎖した部屋で対応する場合
- ・被服や身の回りの物を着脱するときに、身体を押さえる場合
- ・送迎車内でカラビナを使用の場合

### 3. 緊急やむを得ない場合に伴う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

- 切迫性： 利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性： 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 一時性： 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### 4. 身体拘束適正化に向けた体制

- ①委員会の設置及び実施
- ②定期的な研修の実施
- ③記録の整備

## 5. 身体拘束発生時の対応に関する方針

身体拘束等を行わない事が原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に行う3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしたうえで以下の対応を行う。

### ①委員会の実施

事例に関して、上記の3つの要件を満たしているかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

### ②利用者本人及び家族等に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合、速やかに家族又は、後見人に連絡し、承諾を得る。

### ③記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族及び後見人等に継続の理由などを説明し承諾を得る。

### ④身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除に理由などを説明し、承諾を得る。

## 6. 当該指針の閲覧について

当該指針は、事業所で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、ホームページに掲載し、全ての利用者、家族、職員が閲覧可能とする。

令和4年4月1日 身体拘束適正化指針